

火薬類取扱保安責任者等の選任・解任をする場合の手続（法第30条第3項）

(1) 火薬類取扱保安責任者等を選任する場合

○提出書類

①火薬類取扱保安責任者選任届・・・様式No.25

(注)選任届は、消費場所ごとに提出すること。

②火薬類保安手帳

(注)選任しようとする保安責任者等が所有する火薬類保安手帳を持参すること。

③雇用証明書・・・書式例No.4

(注) なお、他からの出向受け入れにより選任する場合は、出向元の出向証明書及びこれを受け入れた事を証する書面を添付すること。

(書式例No.5参照)

④委任状(届出者が代理人である場合)・・・書式例No.1

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

○提出部数 1部

(参考) 保安責任者等の選任基準(規則第69条)

保安責任者等の選任基準は次のとおりである。

区 分		貯蔵合計量又は 消費合計量	正	代	副
貯	火薬庫(煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫を除く)の所有者又は占有者	1年間に20t以上の爆薬(爆薬換算)	甲種1人	甲種1人	乙種又は甲種1人 なお、火薬庫の棟数が10を超えるごとに1人
		1年間に20t未満の爆薬(爆薬換算)	乙種又は甲種1人	乙種又は甲種1人	
蔵	煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の所有者又は占有者		乙種又は甲種1人	乙種又は甲種1人	

区 分		貯蔵合計量又は 消費合計量	正	代	副
消 費	消費者	1 か月に 1 t 以上 の火薬又は爆薬	甲種 1 人	甲種 1 人	火工所 1 箇所につき乙種又は甲種 1 人
		1 か月に 50kg 以上 1 t 未満の火薬又は爆薬	乙種又は 甲種 1 人	乙種又は 甲種 1 人	
		1 か月に 25kg 以上 50kg 未満の火薬又は爆薬	乙種又は 甲種 1 人	乙種又は 甲種 1 人	_____
		1 か月に 25kg 未満 の火薬又は爆薬	_____	_____	_____

(2) 火薬類取扱保安責任者等を解任する場合の手続

○ 提出書類

① 火薬類取扱保安責任者解任届・・・様式 No. 26

② 火薬類保安手帳

(注) 解任しようとする保安責任者等が所有する火薬類保安手帳を持参すること。

③ 委任状(届出人が代理人である場合)・・・書式例 No. 1

○ 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

○ 提出部数 1 部

(留意事項)

譲受・消費許可期間内において、工事等の事業の完了により解任する場合は、当該譲受・消費許可証を返納すること。

また、火薬類取扱保安責任者等の選任又は解任決定後遅滞なく提出すること。